

## 会議録

会議の名称	第16回西東京市建築審査会
開催日時	平成31年1月17日（木曜日）午後2時から3時まで
開催場所	保谷庁舎2階第1会議室
出席者	【委員】室木会長、齋藤委員、杉崎委員、上木委員、鈴木委員 【特定行政庁】久保田主幹、榎戸係長、佐藤主査 【事務局】柴原まちづくり担当部長、清水建築指導課長、三輪主事
議題	議題1 第15回会議録（案）について 議題2 建築基準法第48条第1項ただし書きによる許可について 建築基準法第44条第1項第2号による許可について 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 第15回会議録（案） 資料2 議案第30号 法第48条第1項ただし書き 資料3 議案第32号 法第44条第1項第2号 資料4 議案第33号 法第44条第1項第2号 資料5 議案第34号 法第44条第1項第2号 資料6 平成31年度西東京市建築審査会 開催スケジュール（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>12時45分から13時45分まで 現地視察（議案第30号）</p> <p>○委員 それでは、傍聴人の方にお入りいただきます。</p> <p>（傍聴人入室）</p> <p>○委員 傍聴人の方に申し上げます。西東京市建築審査会条例施行規則第4条の規定により、傍聴人は静粛を旨とし、拍手等により賛否を表明したり、談笑するなど、会議の妨害になるような行為はなさないようお願いいたします。 傍聴人が議長の指示に従わない場合は、同条第2項の規定に基づき退場を命じることもございますので、よろしくお願いいたします。 なお、同条第3項の規定により、許可なく写真等の撮影や録音をしてはならないとされておりますので、念のため申し添えます。 また、西東京市建築審査会条例第8条第1項ただし書の規定により、同意の可否について協議を行う評議については非公開となります。評議となりましたら、ご退席いただくこととなりますので、予めご承知置きください。</p> <p>○委員 ただいまから第16回西東京市建築審査会を開会いたします。 それでは、前回の会議録（案）から、説明をお願いいたします。</p> <p>○事務局 第15回会議録（案）の説明</p> <p>○委員</p>	

会議録につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員

よろしいでしょうか。それでは、議事終了後に第 15 回会議録への署名を上木委員にお願いします。それでは議題 2 の同意案件に入ります。本日は、前回保留となりました議案第 30 号も含め、議案が 4 件ありますので、先に議案の質疑を行い、その後に評議とさせていただきます。まず議案第 30 号につきまして特定行政庁より説明をお願いいたします。

○特定行政庁

議案第 30 号の説明

○委員

ご説明がありました議案第 30 号につきまして、何かご意見ご質問ございましたら発言をお願いします。

○委員

植栽について、建築主と近隣住民の方がお話し合いをされているとのことですが、具体的にはどのような植栽を植えるのですか。

○特定行政庁

具体的には聞いておりませんが、住民の方からご要望があれば植える方向と聞いております。

○委員

前回の説明では明白でなかった部分、一点目は指定管理者の連絡先について、公園の各所の案内板に掲示されているということと、二点目は常駐管理人がいないことについて、都は予算要求の中で常駐管理人を予定しているということ、これらについては整理されたということですね。

○特定行政庁

はい。その様に聞いております。

○委員

先程の質問とだぶりますが、目隠しの植栽の件は、近隣住民の方からのご要望があれば建築主は植えるということですか。それとも自主的に検討し、追加するということですか。

○特定行政庁

建築主から聞いている中では、植栽を植えて欲しいというご意見はあるそうですが、一般論としては、逆に植栽を植えることでうっそうとしてしまうとといった考えもあるそうなので、全体を踏まえながら検討したいと聞いています。

○委員

目隠しですが、誰に対して何を隠すのか、公園から外を隠したいのか、外から公園を隠したいのかで、だいぶ意味も変わると思いますが、具体的なご要望を聞いていたら教えてください。

○特定行政庁

聞いている範囲では、誰に対して何を隠すのか、承知していません。

○委員

防犯上のお話もあったと思いますが、トイレはなるべく多くの人の目線がある所に作るというのが意味常識で、逆に隠しすぎてしまうとそれも問題だと思います。トイレを隠すようなことは計画的にはしない方がいいのではないかと思います。むしろ、公園から外が見えないようにということであればそれなりの対応があると思います。

○委員

本日の資料の中に、前回委員の皆さんに見ていただいた陳情書のコピーがありますが、これ以外で建築審査会あての陳情書はありますか。

○特定行政庁

ございません。

○委員

近隣住民の方が危惧されているのはトイレのにおいや音などで、建築計画というよりも管理、運営上の問題で解決できる可能性もあると思っています。建築計画上は、比較的常識的な範囲

だと思います。こういった場合、建築審査会ではどう議論するのでしょうか。

○委員

今回の許可の条件が、公益上必要な建築物であるか、あるいは第一種低層住居専用地域の住環境を害するものかどうか、という視点しかございませんので、その点に関して言えば、管理、運営事項は別問題という判断になります。

○委員

それでは、適切に管理されている前提で議論をするということによろしいでしょうか。

○委員

はい。

○委員

他によろしいでしょうか。それでは議案第30号につきまして、質疑は終了させていただきます。続きまして、議案第32号につきまして、特定行政庁より説明をお願いいたします。

○特定行政庁

説明に先立ちまして、議案第32号、第33号及び第34号につきましては、同じ西武池袋線、ひばりヶ丘駅北口の駅前広場内におけるバス停留所の上家及びタクシー乗り場の上家の新築に係る道路内建築許可となりますので、議案第32号から第34号までをまとめてご説明させていただきますと思います。

議案第32号の説明

議案第33号の説明

議案第34号の説明

○委員

ただいまご説明がありました議案第32号から議案第34号につきまして、同一場所におけるバス停留所の上家とタクシー乗り場の上家ということで、一括で説明がございました。質疑につきましては議案ごとに行います。議案第32号につきまして、何かご意見ご質問ございましたら発言をお願いいたします。

○委員

よろしいでしょうか。それでは議案第32号につきまして、質疑は終了させていただきます。次に議案第33号につきまして、何かご意見ご質問ございましたら発言をお願いいたします。

○委員

よろしいでしょうか。それでは議案第33号につきまして、質疑は終了させていただきます。次に議案第34号につきまして、何かご意見ご質問ございましたら発言をお願いいたします。

○委員

よろしいでしょうか。それでは議案第34号につきまして、質疑は終了させていただきます。続きまして評議を行います。ここからは非公開となりますので、傍聴人の方は退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

評議内容は非公開

議案第30号・・・同意する。

議案第32号・・・同意する。

議案第33号・・・同意する。

議案第34号・・・同意する。

○委員

それでは続きまして、その他、平成31年度西東京市建築審査会開催スケジュール(案)につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

平成31年度西東京市建築審査会開催スケジュール（案）の説明

○委員

ただいま説明のありました平成31年度西東京市建築審査会開催スケジュールにつきましては、説明のとおり予定させていただきたいと思います。

それでは続きまして、次回の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局

次回の第17回会議については、2月21日木曜日、午後2時から、この会場で開催させていただきます。

○委員

本日予定していた議題は終了いたしました。他によろしいでしょうか。これをもちまして、第16回西東京市建築審査会を終了いたします。